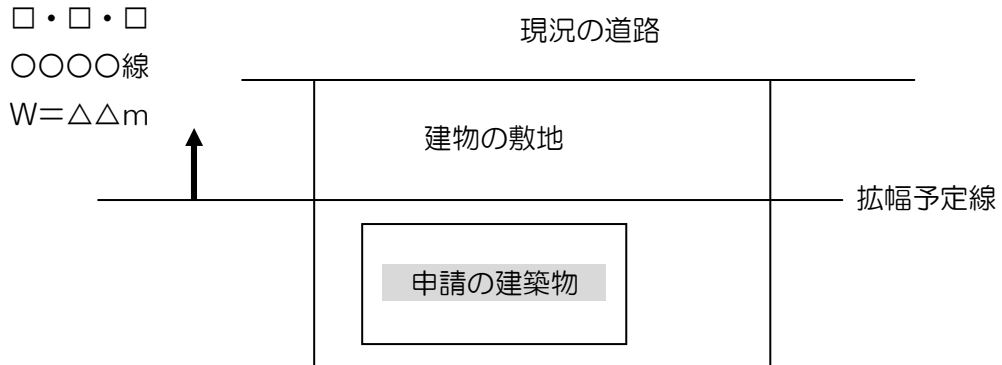


都市計画道路の計画予定線が建物建築予定地にかかる場合の添付図面記載方法

- 1 計画線が敷地のみにかかる場合 ⇒ ※都市計画法第53条に規定する許可申請は不要です。

確認申請書記載例

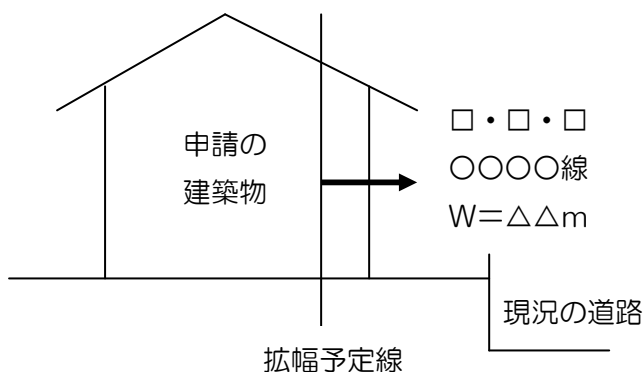


- (1) 確認申請書の現況平面図に参考図面よりスケールアップさせた拡幅予定線を記入する。
- (2) 拡幅予定線から道路側へ矢印を引き次の事項を記入する
 - ①路線番号 ②路線の名称 ③路線の幅員(例 3・4・300 都市計画道路名古屋瀬戸線 W=20m)
- (3) カーポートや地中の浄化槽など『建築基準法に規定する建築物』がかかる場合、次の2による。

- 2 計画線が建築（増築を含む）をする建物にかかる場合（木造、鉄骨造等の2階建まで）

⇒ ※都市計画法第53条に規定する許可申請が必要です。

都市計画法許可申請書添付図面及び確認申請書添付図面ともに上記1と同様に配置図に図示するとともに、平面図・断面図等にも同様に計画線及び路線名称等を記入する。



なお、都市計画法第53条に規定する許可申請は、申請から許可まで1週間程度要します。

その間建築確認申請の提出はできませんのでご注意ください。